

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、三島市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

平成29年7月11日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画地区計画 三島駅南口周辺地区計画

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課